

## 新潟市老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定による老人クラブに対して交付する補助金に関し、新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象クラブ)

第2条 補助金の交付対象とされる老人クラブ（以下「補助対象クラブ」という。）は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

(1) 目 的

老人の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資することを目的として結成され、運営されること。

(2) 組 織

ア 参加しようとする老人を差別することなく会員に加えること。

イ 政治上又は宗教上の組織に属さないこと。

ウ 会員の年齢は60歳以上であること。

エ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者であること。

オ 会員数は、おおむね30人以上とすること。

ただし、地理的条件などで所定の会員を得ることが困難であると市長が特に必要と認めたクラブについては、補助対象とすることができる。

(3) 運 営

ア 会員により民主的に行われること。

イ 会員の互選によるクラブ代表者1人を置くこと。

ウ すべての会員がクラブ活動に充てるため定期的に会費を納入すること。

(4) 活 動

ア クラブ活動は、会員の教養の向上、健康の増進、及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施すること。

イ クラブ活動月数が年間を通して6か月以上あること。この場合、活動月数とは月1回以上のクラブ活動を行ったものについて月1回とみなし、年間最高12回とする。

ウ クラブの活動は、相当数の会員が常時参加するものとする。

#### (5) 経 理

クラブの収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

#### (補助金の交付)

第3条 毎年度4月1日現在におけるクラブに対して予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、毎年度4月2日以降に結成届が受理された補助対象クラブについて、市長が特に必要と認めたクラブについては、補助金を交付することができる。

#### (補助金の額)

第4条 次により算定する活動割及び会員割の合計額を補助基準額とし、補助金交付額の算定は補助対象経費と補助基準額とを比較し、いずれか低い方の額とする。

#### (1) 活 動 割

当該クラブの年間活動月数に3,000円を乗じて得た額とする。

#### (2) 会 員 割

当該年度の4月1日における当該クラブの会員数に360円を乗じて得た額とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請は、毎年度6月末日までとする。

ただし、当該年度に結成された補助対象クラブについては、結成届が受理された翌月の末日までとする。

(補助金の支払い)

第6条 補助金の支払いは、概算払いとする。

2 概算払いの時期は、1回目は8月末とし、2回目は翌年の2月末とする。

3 1回目の概算払いは、毎年4月1日現在における補助対象クラブについて行い、当該年度補助金交付決定額の50パーセント以内とする。

(申請書等)

第7条 規則第6条の規定にかかわらず、老人クラブ補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 老人クラブ代表者・金融機関届 (第2号様式)

(2) 事業計画書 (第3号様式)

(3) 予算書 (第4号様式)

(4) 会員名簿 (第5号様式)

(事業実績報告書)

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、事業実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 活動内容実績書 (第7号様式)

(2) 決算報告書 (第8号様式)

(報告)

第9条 規則第11条の規定に定めるもののほか補助対象クラブは、次の各号の一つに該当する場合は、すみやかに市長に報告しなければならない。

(1) 規約(会則)に変更があったとき。

(2) 代表者に変更があったとき。

(3) クラブの名称を変更したとき。

(4) クラブを解散したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月8日から施行し、改正後の新潟市老人クラブ補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。